

令和3年7月13日

保護者 各位

南風原町立南風原中学校
校長 當間 保
(公印省略)

新型コロナウイルス緊急事態宣言下における部活動について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動にご協力いただき感謝申し上げます。

沖縄県は8月22日まで、緊急事態宣言の延長の対象になりました。それに伴い、部活動につきましては、感染症拡大防止の観点から沖縄県教育委員会および南風原町教育委員会の通知に準じて下記の通りとします。

記

1. 部活動について、原則中止とする。(特措法第24条第9項)

ただし、緊急事態宣言中であっても、学校の実情や生徒の実態等を踏まえ、次の内容を遵守して活動を行う。

- 平日60分から90分以内(早朝練習なし)、土日休日2時間以内の活動とする。
- 必要最小限の人数で行うこと。(人数が多い場合は、分散練習で対応すること)
- 練習開始前には、検温、健康観察を行い体調管理に努めること。
- 活動する際には、参加者リスト及び活動記録を作成すること。
- 生徒本人と保護者の意向を尊重し、練習や大会への参加は強制しないこと。
- 活動にあたっては、本人・保護者の同意を得ること。

2. 期間中、県内外における、練習試合や合宿等については、行わない。

3. 県内、県外大会やコンクールの参加については、各団体の感染対策ガイドラインに則り、十分な連携のもと、慎重に検討し、学校長の判断で参加する。

【部活動を行う際の留意点】

- ※ 発熱等の風邪の症状がある場合には、部活動に参加しない。
- ※ 同居の家族に風邪の症状がみられる場合も参加しない。
- ※ 裏面の留意事項の感染症対策を守り活動する。

【留意事項】

(1) 活動場所について

- 可能な限り、屋外で実施する。
- 屋内（体育館、武道場、音楽室等）で実施する場合は、こまめな換気（その場所のドアや窓を広く開ける等）や、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底する。

(2) 活動内容について

- 沖縄県教育委員会から発出される「県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策」に基づき実施する。
- 多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動・大声を出すような活動等は、密集せずに距離を取って行うことができる活動に変更する。
- 集合・ミーティング等を行う場合は、マスクの着用や、手の届く距離に集まらない。

(3) 用具等の共用について

- 用具等の共用は可能な限り避ける。
- 活動で使用する用具等は、使用前後に消毒を行うとともに、生徒間で不必要な使い回しをしない。

(4) マスク着用について

- 原則として運動部活動中においては、マスク着用は必要としない。ただし、ミーティングやベンチ待機中等の密な状況（身体的距離が十分に取れない）ではマスクを着用する。
- 文化部活動においては、飛沫による感染リスクを最小限に抑えるために、できる限りマスク着用する。楽器演奏等でマスクを外す場合、演奏等終了後はすばやくマスクを着用する。
- 生徒がマスク着用を希望する場合は、適宜対応する。
- マスクを着用する場合は、熱中症や呼吸困難等による体調不良等の発生がないよう、適宜マスクを外したり、水分補給や休息をとる。

(5) 手洗いについて

- こまめに手洗いを行う。※流水と石けんで手洗いを行うことが望ましい。

(6) 部室・更衣室等の利用・換気等について

- 部室・更衣室等については、短時間の利用とし、密にならないよう一斉に利用しないなどの工夫、十分な換気を行う。
- ドアノブ等、適時、共用部分の消毒に努める。

(7) 部活動での登下校時の注意喚起について

- 密接・密集にならないようにする。（例）肩を組んで歩く等。
- 終了後は、会食等をせずに、速やかな帰宅を促す。
- マスク着用を徹底する。着用できない場合は、できるだけ2m程度の間隔をとる。